

平成29年度 四日市市上下水道局使用予定 量水器仕様書

この仕様書は、四日市市上下水道局（以下「局」という）が購入する水道メーター（以下「メーター」という）及び修理するメーターに適用する。

1. 適用法令及び適用規格等

量水器は、上下水道局から平成23年4月新JIS基準に基づく量水器製品の採用承認を得ていること。

また、以下の法令、その他関連する関係法規及び適用規格等を満たしていること。

(1) 計量法及び特定計量器検定検査規則

(2) 水道法及び水道法施行令に定める厚生労働省令「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」

(3) 日本工業規格及びその引用規格

- ・ J I S B 8 5 7 0 - 1 (水道メーター及び温水メーター 第1部：一般仕様)

- ・ J I S B 8 5 7 0 - 2 (水道メーター及び温水メーター 第2部：特定計量器仕様)

(4) その他関連する法令

2. 用語の定義

(1) 「新品」とは、新たに製作し、納入するメーターをいう。

(2) 「修理品」とは、本市所有メーターの外部容器素材を再利用し、内部部品を交換して納入するメーターをいう。

(3) 「交換品」とは、本市所有の再利用不可能なメーターを材料として製作する新品のメーターをいう。

3. 量水器の仕様

(1) 量水器の仕様は下記の通りとし、適用法令及び適用規格に準拠する。

| 口径         | 構造        | 種類        | 備考    | 定格最大流量                 | 計量範囲    |
|------------|-----------|-----------|-------|------------------------|---------|
|            |           |           |       | Q3 (m <sup>3</sup> /h) | Q3/Q1=R |
| 量水器 (羽根車式) |           |           |       |                        |         |
| 13         | 接線流羽根車式   | 乾式 表示部回転型 | ネジ込み式 | 2.5                    | 100     |
| 20         | 接線流羽根車式   | 乾式 表示部回転型 | ネジ込み式 | 4                      | 100     |
| 13         | 接線流羽根車式   | 乾式 直読式    | ネジ込み式 | 2.5                    | 100     |
| 20         | 接線流羽根車式   | 乾式 直読式    | ネジ込み式 | 4                      | 100     |
| 25         | 接線流羽根車式   | 乾式 直読式    | ネジ込み式 | 6.3                    | 100     |
| 40         | たて型軸流羽根車式 | 乾式 直読式    | ネジ込み式 | 16                     | 100     |

| 量水器（電磁式） |     |         |                          |     |     |
|----------|-----|---------|--------------------------|-----|-----|
| 50       | 電磁式 | 直読式・遠隔式 | フランジ接続方式(電磁式を電磁式に交換)     | 25  | 400 |
| 75       | 電磁式 | 直読式・遠隔式 | フランジ接続方式(電磁式を電磁式に交換)     | 63  | 400 |
| 100      | 電磁式 | 直読式・遠隔式 | フランジ接続方式(電磁式を電磁式に交換)     | 100 | 400 |
| 150      | 電磁式 | 直読式・遠隔式 | フランジ接続方式(ウォルトマン型を電磁式に交換) | 250 | 400 |

※量水器の鉛に係る鉛浸出基準は0.01mg/L以下を満たしたものとする。

## (2) 材質及び塗装色・表面处理

- ① 通常の使用に十分耐えられる強度及び耐久性を有し、1.(2)に定める浸出基準に適合する材料を使用する。
- ② 各量水器本体及び接続短管等は、環境に配慮し無塗装とする。ただし、酸化防止の処理をする。

## 4. 納入期限

納入期限は、発注後60日以内とする。

## 5. 納入立会い

メーターの納入には、納入者が立会い、担当職員の指示に従い、納入メーターの器差成績表もしくは検査合格証明書を提出し、メーター個数の確認を受けるものとする。

## 6. 引取場所及び引取日

本市所有の修理用及び交換用のメーターの引取場所及び引取日は、納入指示書によるものとする。

## 7. その他

- (1) 別表中の予定数量は、本指名時点でのものであり、発注数量を保証するものではない。
- (2) 契約締結においては、量水器1個あたりの単価で契約するものとし、見積金額に消費税及び地方消費税の率を乗じた単価に1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (3) 納品する量水器に付する番号については、修理品、交換品等にかかわらず、量水器の種類ごとに連番とする。詳細は、局より指示する。
- (4) この仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、当局と納入者が協議により定める。